

支援センターの取組

愛媛県 医療勤務環境改善支援センター
センター長 一色 美敏

愛媛県医療勤務環境改善支援センター
について



医療勤務環境改善の背景

■ 医療機関の勤務環境改善問題

労働行政だけで解決することは困難

≡背景となる医療行政上の課題（例：医師、看護師等医療従事者の確保対策等）と一体で解決することが必要

■ 医療法を改正し、

医療機関の勤務環境改善について医療政策の観点から位置づけ

→ 都道府県（医療政策担当部局）が主体的に関与

■ 医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を

「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、ワークライフバランスなど幅広い観点を視野に入れた取組を推進

2

医療勤務環境改善の実施体制 改正医療法（H26.10.1施行）

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十条の二十 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第三十条の二十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十二 国は、前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

医療機関の管理者は？
医療従事者の勤務環境改善等への取組

厚生労働省は？
医療機関の管理者が講ずべき措置の「指針」策定（※手引書）

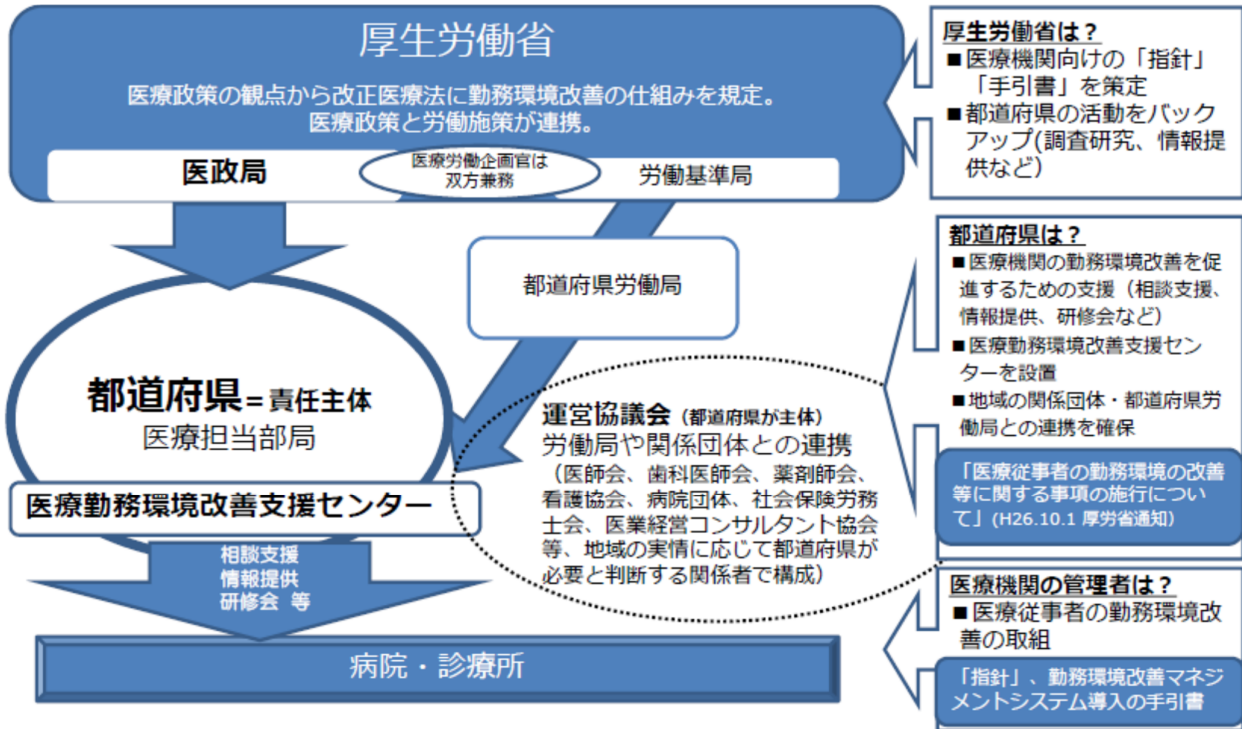
都道府県は？
医療機関の勤務環境改善を促進するための支援（相談、情報提供、助言、調査、啓発活動その他の援助）

そのため「医療勤務環境改善支援センター」機能を確保

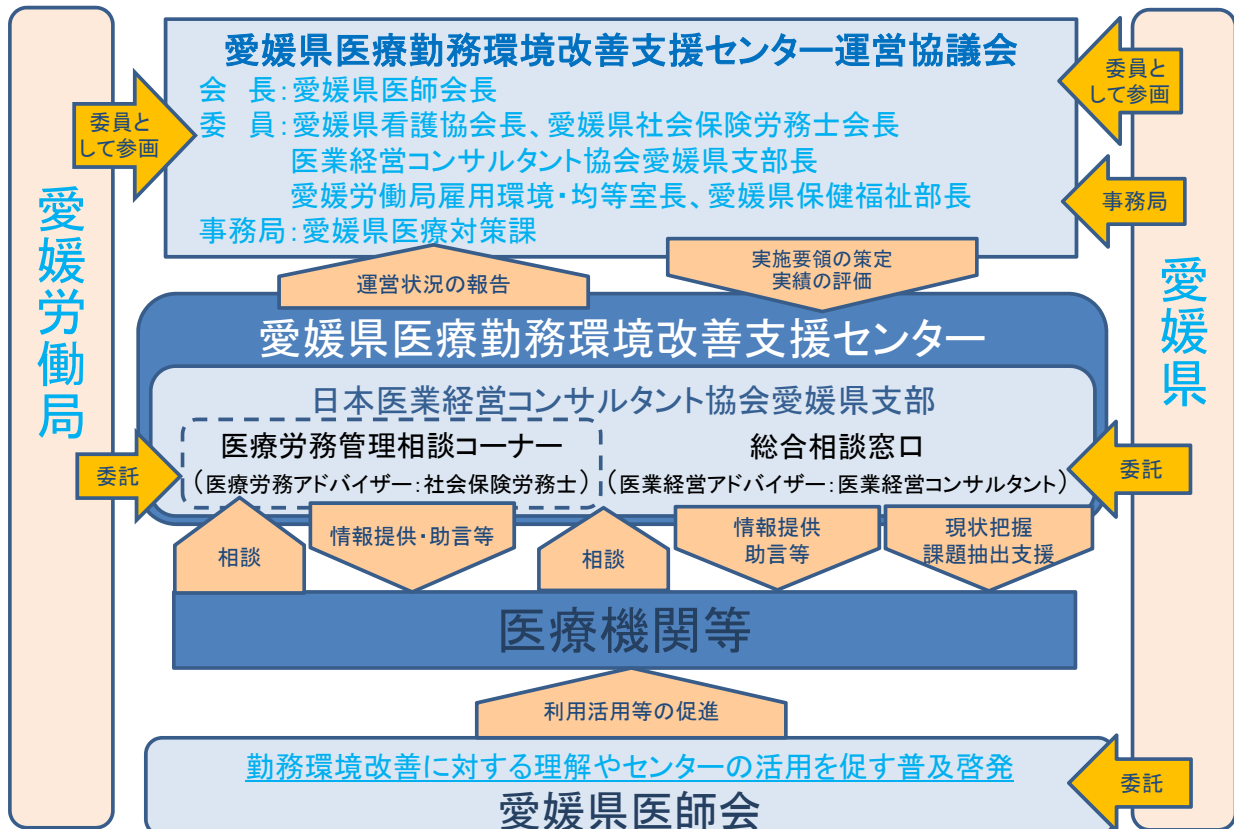
国は？
都道府県の活動をバックアップ（調査研究、情報提供その他）

3

医療勤務環境改善の実施体制 改正医療法の枠組み



愛媛県における医療勤務環境改善の実施体制



公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 概要・沿革

- 平成2年11月1日 厚生大臣より社団法人として設立認可(当時は厚生省の外郭団体)
- 平成24年4月1日 内閣総理大臣から公益社団法人の認定、登記

平成29年5月1日現在会員数

- ・個人正会員:3,057名(愛媛県46名・認定登録36名)
- ・法人正会員数:6法人 ・賛助会員数:15法人



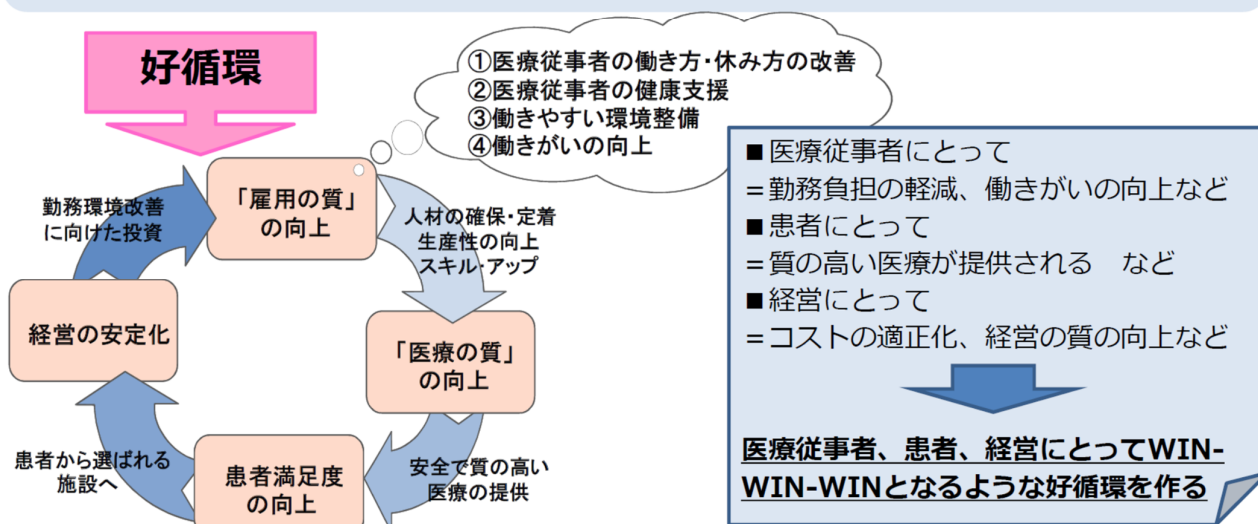
公益社団法人
日本医業経営コンサルタント協会
Japan Association of Healthcare Management Consultants

〒102-0075
東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5階
フリーコール 0088-21-6996
TEL: 03-5275-6996 FAX: 03-5275-6991
E-mail: info@jahmc.or.jp http://www.jahmc.or.jp

6

医療勤務環境改善の意義

- 医療機関が、「医療の質の向上」や「経営の安定化」の観点から、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて、組織として発展していくことが重要。そのためには、医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整え、専門職の集団としての働きがいを高めるよう、勤務環境を改善させる取組が不可欠。
- 勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけられる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患者の満足度も向上。

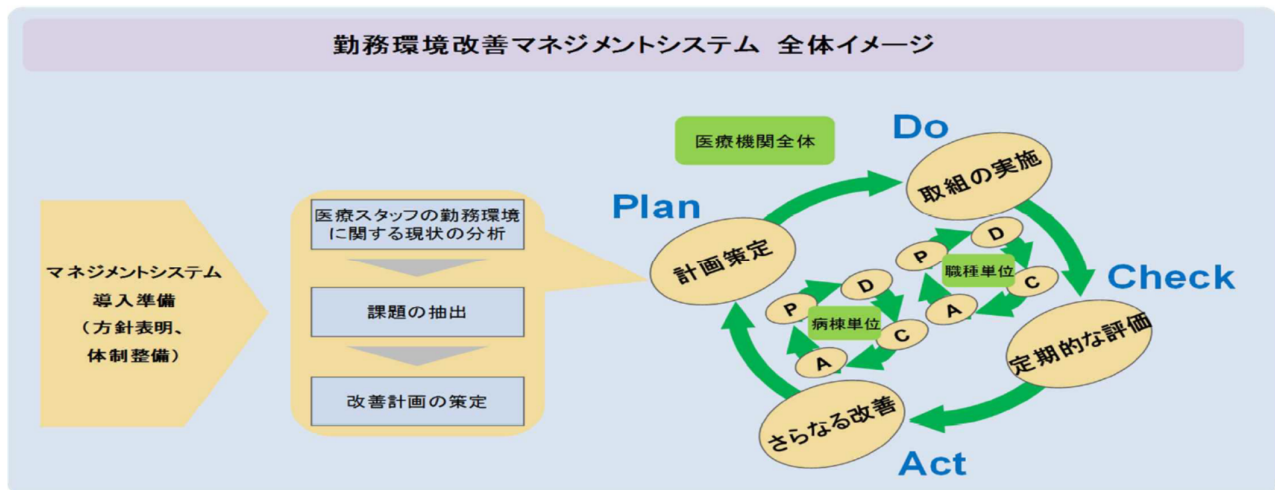


7

医療勤務環境改善の促進

～医療勤務環境改善マネジメントシステム～

- 「医師、看護職、薬剤師、事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資すること」を目的として、
- 各医療機関において、それぞれの実態に合った形で、自主的に行われる仕組み



8

愛媛県医療勤務環境改善支援センターの取り組みについて



9

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 目的と業務内容

目的

医療機関において、医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置が適切かつ有効に実施されるよう、医療機関が継続的に行う自主的な勤務環境を改善する取組みを促進することを目的とする。

業務内容

(1) 相談窓口の運営

医業経営アドバイザー、労務管理アドバイザーを配置し相談を受け付ける

(2) 医療機関への支援

アドバイザーが、医療機関からの相談に対して助言等を行うほか、各医療機関における勤務環境の現状分析や課題抽出等への支援を行う。

(3) 研修会の実施

勤務環境改善の必要性について啓発を図るほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの具体的な導入方法やその他組織力向上をテーマに研修を実施し、医療機関における勤務環境改善に向けた取組みへの理解促進を図る。

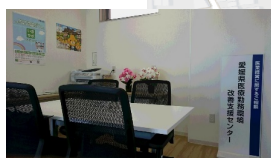
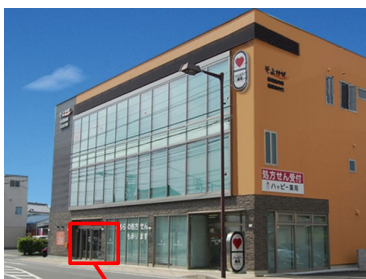
(4) その他

アンケート調査や各団体との連携、PR活動など

10

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 昨年度の活動実績

平成28年9月1日 センター開設
(松山市室町73-1 ハッピービルディング1F)



11

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 昨年度の活動実績

平成28年12月3日 第1回セミナー(病院対象)

参加者 合計74名

(22病院38名、医師会2名、看護協会2名、社労士会2名、コンサルタント協会26名、県3名)



12 12

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 昨年度の活動実績

平成29年2月15日 第2回セミナー(病院対象)

参加者 合計37名

(12病院21名、医師会1名、看護協会3名、社労士会2名、コンサルタント協会7名、県3名)



個別相談会 参加者 3病院6名



13 13

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 昨年度の活動実績

相談実績

相談日	方法	所在地	病床規模	相談概要
H29.2	訪問	中予	200床未満	看護補助者の確保について
H29.2	個別相談会	南予	200床未満	時間外労働ほか全般について
H29.2	個別相談会	東予	200床未満	別法人の支援について
H29.2	個別相談会	東予	200床以上	時間外労働削減について

14

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 今年度の活動について

(1) 相談窓口の運営

平成28年度において、愛媛労働局から愛媛県社会保険労務士会へ委託されていた医療労務管理相談コーナーは、今年度から、センターのワンストップ運営を推進するため、医業経営コンサルタント協会県支部で受託することとなり、同コーナーを松山市室町に設置されているセンター内に併設（労務管理に関する相談は愛媛県社会保険労務士会と連携し対応）

(2) 医療機関への支援

・平成28年度に個別相談のあった病院から今年度正式に申し込みがあり、マネジメントシステムの導入を支援することとなった。

・自院でアンケート調査まで実施していたが、その後行き詰ったため、支援センターに申し込みがあり、アンケート調査も含めて最初から支援をして欲しいとの要望。

15

愛媛県医療勤務環境改善支援センター 今年度の活動について

(3) 研修会の実施

9月9日と2月3日を予定(病院と診療所が対象)

2月3日は診療報酬改定関係を盛り込む予定

(4) 病院管理者に対するアンケート調査

医療勤務環境改善に関する管理者の意識を把握するとともに、勤務環境改善の趣旨やセンターの役割などについて知って頂くことを目的とし5~6月に実施。

(5) その他

看護協会をはじめとする各団体との連携による勤務環境改善の推進やPR活動

16

病院管理者に対するアンケート調査 について



17

病院管理者アンケートの結果概要

調査対象期間:平成29年5月24日～6月16日

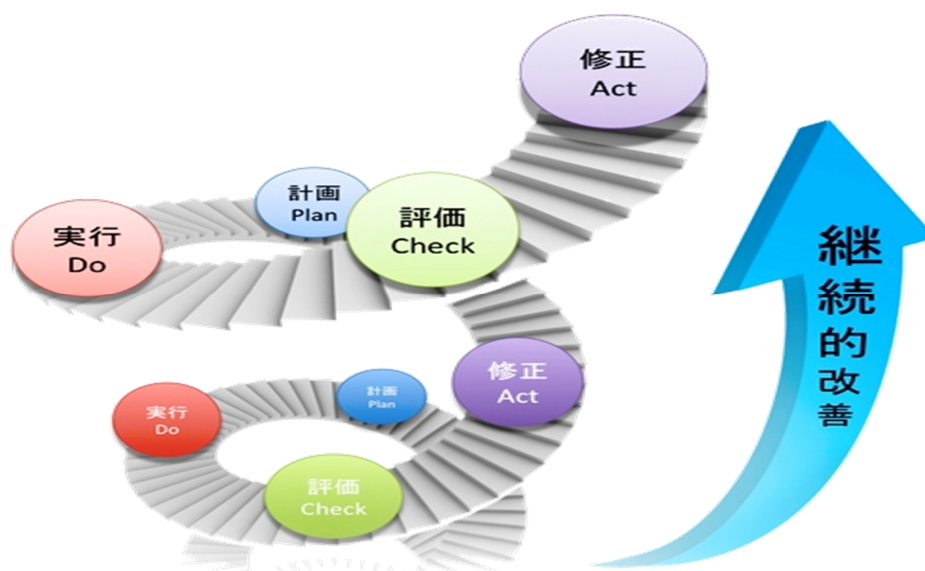
回収率:141病院のうち回答病院数82病院(58.2%)

病床規模	調査対象病院数	回答病院数
100床未満	68病院	30病院
100床以上200床未満	37病院	27病院
200床以上300床未満	16病院	10病院
300床以上400床未満	10病院	8病院
400床以上500床未満	6病院	4病院
500床以上	4病院	3病院

18

マネジメントシステム(PDCAサイクル)に ゴールはない!

改善したらその改善の効果を評価判定し、その結果、目標を
クリアしていたら次の目標を設定しなければならない



19